

令和6（2024）年9月30日開催

令和6（2024）年度

柏崎市農業委員会 第25期 第16回総会議事録

柏崎市農業委員会

柏崎市農業委員会 第25期 第16回総会 議事録

- 1 日 時 令和6（2024）年9月30日（月）
- 2 場 所 市役所1階 多目的室
- 3 議 案 議第1号 農地法第3条許可申請について
議第2号 農地法第4条許可申請について
議第3号 農地法第5条事業計画変更承認申請について
議第4号 農地法第5条許可申請について
議第5号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業の特例事業 県農林公社買入分 県営経営体育成基盤整備事業 黒滝地区）
議第6号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業の特例事業 県農林公社買入分 県営経営体育成基盤整備事業 五日市・内方地区）
議第7号 令和6（2024）年度柏崎市農業委員会の意見書について
- 4 出席委員及び欠席委員並びに事務局職員 別紙のとおり

開会 午前10時

山崎事務局長

ただ今から第16回柏崎市農業委員会総会を開催いたします。

この総会は、柏崎市農業委員会、会議規則第2条の規定により、農業委員会会長が招集したものであります。同規則第4条により、会長が議長となります。

石塚議長

それでは、総会を開催するに当たり、事務局に本日の出席委員数を報告させます。

山崎事務局長

委員数は19人であります。欠席報告は2人、現在の出席委員数は17人で過半数であることを報告致します。また、農地利用最適化推進委員の出席は20人です。

石塚議長

ただ今、事務局報告のとおり、出席委員数は過半数でありますので、柏崎市農業委員会会議規則第6条の規定により、総会が成立していることを宣言します。

次に、議事録署名委員についてお諮りします。柏崎市農業委員会会議規則第14条第2項

の規定により、2人の議事録署名委員を議長が指名することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

石塚議長

それでは、8番 高橋 啓子委員、13番 水野 美保委員の2人を議事録署名委員に指名します。

石塚議長

ただ今より、議事に入ります。

「議第1号 農地法第3条許可申請について」、申請番号6が農地利用最適化推進委員の〇〇 〇〇委員、申請番号7及び8が農業委員の〇〇 〇〇委員に関する案件ですので、関係委員ごとに案件を分けて審議します。

では、申請番号1から5までの案件について、事務局の説明を求めます。

吉田主事

議案書1ページを御覧ください。議第1号 農地法第3条許可の申請番号1から5について、御説明いたします。

申請番号1 南条地内、畑、472 m²。自作地の売買。経営規模拡大。〇〇〇円です。

申請番号2 南条地内、畑、89 m²。自作地の売買。経営規模拡大。〇〇〇円です。

申請番号3 高柳町山中地内、4筆、田及び畑、計2,213 m²。自作地の贈与。経営の見直し。無償です。

申請番号4 安田地内、2筆、畑、計224 m²。自作地の贈与。経営規模拡大。無償です。

申請番号5 茨目二丁目地内、畑、287 m²。自作地の売買。経営規模拡大。〇〇〇円です。

審査結果の1ページを御覧ください。案件である申請番号1から5について、それぞれ地区担当の委員、事務局の大橋係長、吉田主事が現地調査を行いました。審査の結果、農地法第3条第2項各号に規定する「不許可例示条項」第1号から第6号までに該当しないため、許可要件のすべてを満たしています。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

石塚議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

石塚議長

なければ質疑を終了いたします。議第1号の申請番号1から5までの案件を許可処分と決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

石塚議長

議第 1 号の申請番号 1 から 5 までの案件を許可処分と決定いたします。

石塚議長

続いて、議第 1 号 申請番号 6 の案件の審議を行います。当該案件は、〇〇委員に関する案件ですので、〇〇委員の退席を求めます。

－ 〇〇委員退席 －

石塚議長

では、事務局の説明を求めます。

吉田主事

申請番号 6 について、御説明いたします。

申請番号 6 与三地内、田、1,256 m²。自作地の売買。経営の見直し。〇〇〇円です。

審査結果の 1 ページを御覧ください。審査の結果、許可要件のすべてを満たしています。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

石塚議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

石塚議長

なければ質疑を終了いたします。議第 1 号の申請番号 6 の案件を許可処分と決定することに御異議ありませんか。

－ 異議なしの声あり －

石塚議長

議第 1 号の申請番号 6 の案件を許可処分と決定いたします。退席を求めました〇〇委員の入室を求めます。

－ 〇〇委員入室 －

石塚議長

〇〇委員に退席を求めましたが、申請番号 6 の案件は許可処分と決定いたしました。

石塚議長

続いて、議第 1 号 申請番号 7 及び 8 の案件の審議を行います。当該案件は、〇〇委員に関する案件ですので、〇〇委員の退席を求めます。

－ ○○委員退席 －

石塚議長

では、事務局の説明を求めます。

吉田主事

申請番号 7 及び 8 について、御説明いたします。

申請番号 7 水上地内、3 筆、田、計 177 m²。自作地の贈与。経営規模拡大。無償です。

申請番号 8 水上地内、畑、186 m²。自作地の贈与。経営規模拡大。無償です。

審査結果の 1 ページを御覧ください。審査の結果、許可要件のすべてを満たしています。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

石塚議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

石塚議長

なければ質疑を終了いたします。議第 1 号の申請番号 7 及び 8 の案件を許可処分と決定することに御異議ありませんか。

－ 異議なしの声あり －

石塚議長

議第 1 号の申請番号 7 及び 8 の案件を許可処分と決定いたします。退席を求めました ○○委員の入室を求めます。

－ ○○委員入室 －

石塚議長

○○委員に退席を求めましたが、申請番号 7 及び 8 の案件は許可処分と決定いたしました。

石塚議長

次に、「議第 2 号 農地法第 4 条許可申請について」事務局の説明を求めます。

大橋係長

それでは、議案書 3 ページを御覧ください。議第 2 号 農地法第 4 条許可申請について、御説明いたします。

申請番号 1 水上地内、田、4.03 m²。墓地。第 2 種でございます。

本件につきまして、平成 19 年頃から申請者が申請地を墓地の一部として利用しているこ

とから、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出の上で追認許可を求めるものです。

議第 4 号 第 5 条許可申請 申請番号 1 に関連するものです。

申請番号 2 軽井川地内、2 筆、田及び畑、計 306 m²。販売用住宅。第 2 種でございます。

本件につきまして、昭和 29 年頃から申請者の先代が住宅敷地の一部として利用していたことから、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出の上で追認許可を求めるものです。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類審査結果一覧表の 3 ページのとおり、特に問題はございませんでした。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

石塚議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

石塚議長

なければ質疑を終了いたします。議第 2 号の申請案件を許可処分と決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

石塚議長

議第 2 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

石塚議長

続いて、「議第 3 号 農地法第 5 条事業計画変更承認申請について」、事務局の説明を求めます。

大橋係長

それでは、議案書 4 ページを御覧ください。議第 3 号 農地法第 5 条事業計画変更承認申請について、御説明いたします。

申請番号 1 山本地内、4 筆、畑、計 3,452 m²。砂採取。第 2 種でございます。

本件につきまして、一時転用期間の終期を、令和 6 年 9 月 30 日から令和 9 年 9 月 30 日に延長するものです。

なお、本総会において事業計画変更が承認された場合、その承認日は、他の転用案件の許可日と同様に来月 10 月 10 日となりますが、当初の一時転用期間が本日 9 月 30 日までとなっており、本件の承認日となる 10 月 10 日までの間が未承認の期間が発生します。これは、前回と今回の申請手続きで、代理人の行政書士が変更となり、両者の間で円滑な引継ぎがなされなかったことにより申請が遅れたものとして、申請者から始末書の提出を受け

ております。

なお、審査結果につきましては、事業計画変更承認申請書類審査結果一覧表の 4 ページ下段のとおり、特に問題はございませんでした。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

石塚議長

ただ今の事務局からの提案説明をふまえて質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

－ 議長との声あり －

No.6 内山 正和農業委員

今承認されたことが 10 月に許可されるということは、この会議の意味はなんなのでしょうかということでも以前もお伺いして、近隣の農業委員会に調査しますとのことでした。この総会をもって 9 月 30 日に許可したのであれば、始末書を取る必要はないのではないかと思います、意見をさせていただきました。

大橋係長

内山委員の質問について説明をさせていただきます。

農地転用に係る許可日については、6 月の総会の事務連絡で御説明させていただきましたが、改めて御説明させていただきます。

現在、当農業委員会における農地転用の申請から許可までの流れにつきましては、市役所の閉庁日は別として、基本的には毎月 10 日を申請締切とし、月末の総会で許可処分を決定し、翌月の 10 日を許可日としており、申請から許可までの間は 1 カ月となっています。

農地転用の許可日につきましては、総会の開催日から約 10 日後となっておりますが、この理由としましては、総会での許可処分決定後に申請者に交付する許可書の体裁を整える必要があり、また、農地転用の申請件数が毎月一定程度あることから、限られた職員数で事務処理に要する時間を見込んだ期間となっております。

法制度の部分について、国通知等において総会開催日と許可日を同日としなければならないという定めはありません。また、事務処理の期間については、農林水産省の農地法事務処理要領で定められており、農地転用に係る標準的な事務処理期間は、申請書の受理後 5 週間から 6 週間とされています。

本市では、行政手続条例に基づき許認可等の申請に対する標準処理期間を定めて公表しておりますが、農地転用につきましては、農林水産省の農地法事務処理要領に基づき 6 週間と定めております。

本市における実際の農地転用に係る処理期間は、毎月 10 日に申請を締め切った後、申請書類を確認、審査し、問題なければ 15 日頃を受理日としており、受理から許可まで、おお

むね 4 週間となっています。また、新潟県農業会議の常設審議委員会への諮問案件がある場合でも、約 5 週間となっていることから、国及び市の標準処理期間の中に納まっております。

申請者への対応につきましては、農地転用の申請から許可までの流れを市ホームページに掲載し、周知しているほか、申請前の事前相談において個別にお伝えしています。

なお、当農業委員会の許可日の取扱いについて、新潟県農地部のほか、新潟県農業会議にも確認し、法制度的に特に問題がないとの見解をいただいております。

以上となります。

石塚議長

内山委員よろしいでしょうか。

No.6 内山 正和農業委員

はい。

石塚議長

ほかに御意見、御質問はありませんか。

－ 意見・質問なし －

石塚議長

なければ質疑を終了いたします。議第 3 号の申請案件を承認処分と決定することに御異議ありませんか。

－ 異議なしの声あり －

石塚議長

議第 3 号の申請案件を承認処分と決定いたします。

石塚議長

次に、「議第 4 号 農地法第 5 条許可申請について」事務局に説明を求めます。

大橋係長

それでは、議案書 5 ページを御覧ください。議第 4 号 農地法第 5 条許可申請について、御説明いたします。

申請番号 1 水上地内、畑、84 m²。墓地。第 2 種でございます。

本件につきまして、平成 19 年頃から譲受人が申請地を墓地の一部として利用していることから、今回、従前の違反転用状態に係る始末書の提出を受けた上で追認許可を求めるものです。議第 2 号 第 4 条許可申請 申請番号 1 に関連するものです。

申請番号2 山口地内、3筆、畑、計339㎡。宅地の拡張。第2種でございます。

申請地につきまして、平成15年頃から譲受人が自身の居宅の庭として利用していることから、今回、従前の違反転用状態に係る始末書の提出を受けた上で追認許可を求めるものです。

申請番号3 善根地内、田、286㎡。貸資材置場。第2種でございます。

本件につきまして、譲受人は外構工事やエクステリア業などを営む〇〇〇〇の代表取締役であり、申請地の近辺に自宅兼事務所があります。現在、事務所敷地内の資材置場が手狭となっていることから、申請地を個人名義で取得し、同法人に資材置場として貸し出す予定となっています。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類審査結果一覧表の5ページのとおり、特に問題となる案件はございませんでした。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

石塚議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

石塚議長

なければ質疑を終了いたします。議第4号の申請案件を許可処分と決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

石塚議長

議第4号の申請案件を許可処分と決定いたします。

石塚議長

続いて、「議第5号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業の特例事業 県農林公社買入分 県営経営体育成基盤整備事業 黒滝地区）」事務局の説明を求めます。

和田主任

それでは、議案書6ページを御覧ください。議第5号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について、御説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進事業に基づく、農用地利用集積計画を下記のとおり定める。1、事業の区分、農地中間管理事業の特例事業（新潟県農林公社 買入分）（県営経営体 育成基盤整備事業 黒滝地区 関連）。2、権利の種類、所有権移転。3、当事者間の法律関係、売

買。4、所有権移転の時期、公告日。5、引渡の時期、所有権移転登記完了日。6、対価の支払時期、所有権移転登記完了後2ヶ月以内。7、対価の支払方法、譲渡人の指定口座に振り込む。8、対象農用地の面積、田（16筆）12,226㎡。9、関係人の数、受人1人（新潟県農林公社）、渡人3人。10、実施地区、柏崎市。11、公告年月日、令和6（2024）年10月18日。農用地利用集積計画の明細は7ページのとおりです。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

石塚議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

石塚議長

なければ質疑を終了いたします。議第5号について事務局の提案のとおり決定することに御異議ありませんか。

－ 異議なしの声あり －

石塚議長

議第5号について事務局の提案のとおり決定いたします。

石塚議長

続いて、「議第6号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業の特例事業 県農林公社買入分 県営経営体育成基盤整備事業 五日市・内方地区）」について、事務局の説明を求めます。

和田主任

それでは、議案書8ページを御覧ください。議第6号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について、御説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進事業に基づく、農用地利用集積計画を下記のとおり定める。1、事業の区分、農地中間管理事業の特例事業（新潟県農林公社 買入分）（県営経営体育成基盤整備事業 五日市・内方地区 関連）。2、権利の種類、所有権移転。3、当事者間の法律関係、売買。4、所有権移転の時期、公告日。5、引渡の時期、所有権移転登記完了日。6、対価の支払時期、所有権移転登記完了後2ヶ月以内。7、対価の支払方法、譲渡人の指定口座に振り込む。8、対象農用地の面積、田（1筆）997㎡。9、関係人の数、受人1人（新潟県農林公社）、渡人1人。10、実施地区、柏崎市。11、公告年月日、令和6（2024）年10月18日。農用地利用集積計画の明細は9ページのとおりです。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

石塚議長

ただ今の事務局からの提案説明をふまえて質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

石塚議長

なければ質疑を終了いたします。議第 6 号について事務局の提案のとおり決定することに御異議ありませんか。

－ 異議なしの声あり －

石塚議長

議第 6 号について事務局の提案のとおり決定いたします。

石塚議長

続いて、「議第 7 号 令和 6（2024）年度柏崎市農業委員会の意見書について」、事務局の説明を求めます。

山崎事務局長

それでは、10 ページを御覧ください。議第 7 号 令和 6（2024）年度柏崎市農業委員会の意見書について、御説明申し上げます。

この案の提出にあたりましては、9 月 5（木）に農政会議を、9 月 17 日（火）に運営会議をそれぞれ開催し、協議をいたしております。

議案書の 11 ページを御覧ください。まず、前文で、現在の農業を取り巻く環境について。中段で、党農業委員会の活動について。そして最後に、この意見書が農業委員会法第 38 条第 1 項の規定に基づき、提出することを述べさせていただいております。

次に、項目を読み上げて説明いたします。項目は第 1 から第 7 までの 7 項目となります。議案書 13 ページからとなります。

第 1、食糧安全保障と地域計画の作成に向けた支援について。第 2、後継者の育成と就農希望者が参入しやすい仕組みづくりについて。第 3、出口戦略の推進と意見交換の場の設定について。続いて 14 ページを御覧ください。第 4、データインフラの整備について。第 5、有害鳥獣対策の強化と里山整備への取り組みについて。第 6、顕在化する農業の課題解決に向けて。第 7、農業委員会業務に必要な財源と適切な人員の確保について。

項目は以上となり、説明は以上となります。また、決定をいただけたら、この意見書の市長への提出は、10 月 4 日（金）を予定しております。御審議のほどよろしく申し上げます。

石塚議長

質疑に入る前に、農政会議代表の安野委員から、意見書についてお話を伺いたいと思います。

No.3 安野 検一農業委員

今ほど、局長から 7 項目の説明をいただきました。中身としては、例年とあまり変わりはありませんが、第 1 は、地域計画について、付帯経費などの予算化をしっかりといただきたいということで、大きく出させていただきました。

第 2 については、農業に関心のある後継者や就農希望者をフォローできるような体制をとっていかねばならないということで、前回、前々回と同様に記載しました。

第 3 については、3 年ほど前から意見を出しておるのですが、なかなか進まないで強く出させていただきました。

第 4 については、地域計画を踏まえた中で、規模を大きくする方や、入作の方も出てくるといいます。過去のデータを整理するなど、データインフラの整備・構築の大切さを述べております。

第 5 については、いつもの鳥獣被害対策のところであります。

第 6 について、農業に関しては一般の生活者との繋がりが薄いのが現状です。生活者の皆さんと接点を持ちながら、我々農業委員が、農業の課題解決に向けて説明できる形を作っていきたいと思います。

第 7 については、農業委員会業務に必要な財源と適切な人員の確保についてです。

今後の農業の在り方について、柏崎市の事業計画の中にしっかりと明記していただくためにも、この意見書を市長に提出させていただきます。以上です。

石塚議長

安野委員ありがとうございました。

石塚議長

それでは質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

石塚議長

なければ質疑を終了いたします。議第 7 号について事務局の提案のとおり決定することに御異議ありませんか。

－ 異議なしの声あり －

石塚議長

議第 7 号について事務局の提案のとおり決定いたします。

石塚議長

事務局からその他事項をお願いします。

山崎事務局長

(事務局からその他事項)

石塚議長

以上で本日の日程は終了しました。

閉会 午前10時55分

柏崎市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により議長及び署名委員は、署名する。

柏崎市農業委員会

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____